

アドバンテージパートナーシップ 法律事務所



移転価格サービス

提言

独立性

- 貴社の外部監査をしないため独立性を維持できます。

アドバンテージ
パートナーシップ
法律事務所
オーストラリア
ニュージーランド

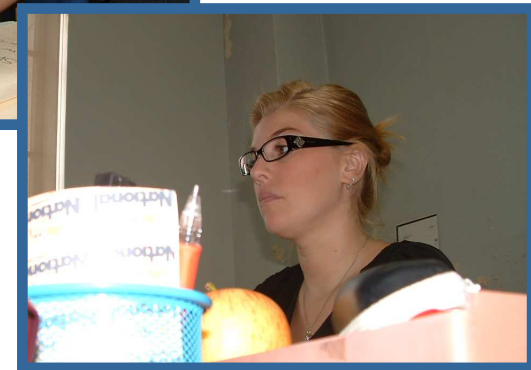
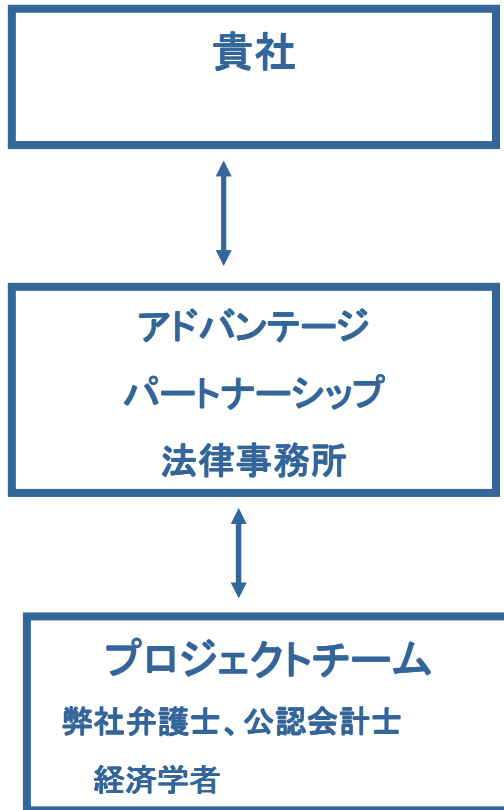
実績

- 日本とオーストラリアの熟練した専門家
- 日系の多国籍企業の移転価格をコンサルティングした実績

アドバンテージ
パートナーシップ
外国法弁護士事務所
日本

- アドバンテージパートナーシップは移転価格をJSOXにのっとり、コンサルティングいたします。
- 貴社のコンサルティングは弁護士、堀江純一が責任をもって管理いたします。

プロジェクトチーム

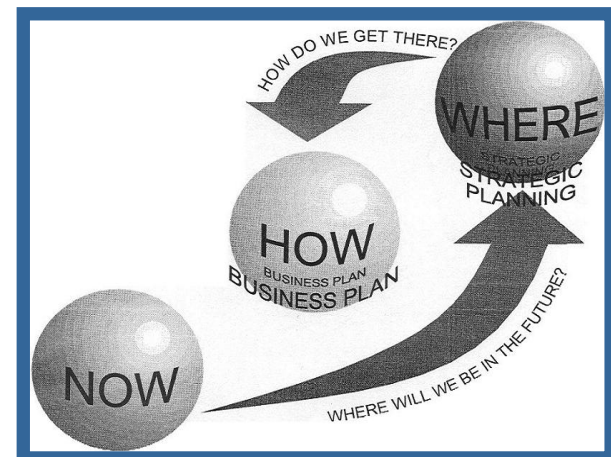


私達の経験と人脈を最大限に活用し、お客様に最高の成果を提供いたします。

プロジェクト・プラン

移転価格プロジェクトは下記を網羅します

- 貴社が求めるサービスを提供いたします
- 私達が蓄積しております既存の移転価格データとその分析を貴社に提供いたします
- オーストラリアの法人が直面するリスクの分析



移転価格プロジェクトの過程

貴社の事業

どのようなビジネスモデルが
貴社には適用されるのでしょ
うか？

1 段階

2 段階

事業の把握

移転価格モデルの作成

単年度申請

APA申請

ボックス 1

ボックス 2

ボックス 3

ボックス 4

1 段階

事業内容の分析

事業の把握

移転価格モデルの作成

リスク評価
コンプライアンス戦略

業界および事業の分析

企業の分析

例:市場への介入など

キーファンクションおよびビジネスの
分析

業務に伴う資産とそのリスク

現在および将来のバリューチェーン
の分析

担当事業部署の把握

適切な移転価格の割り出し方

節税の検証

適切な事業評価と対価

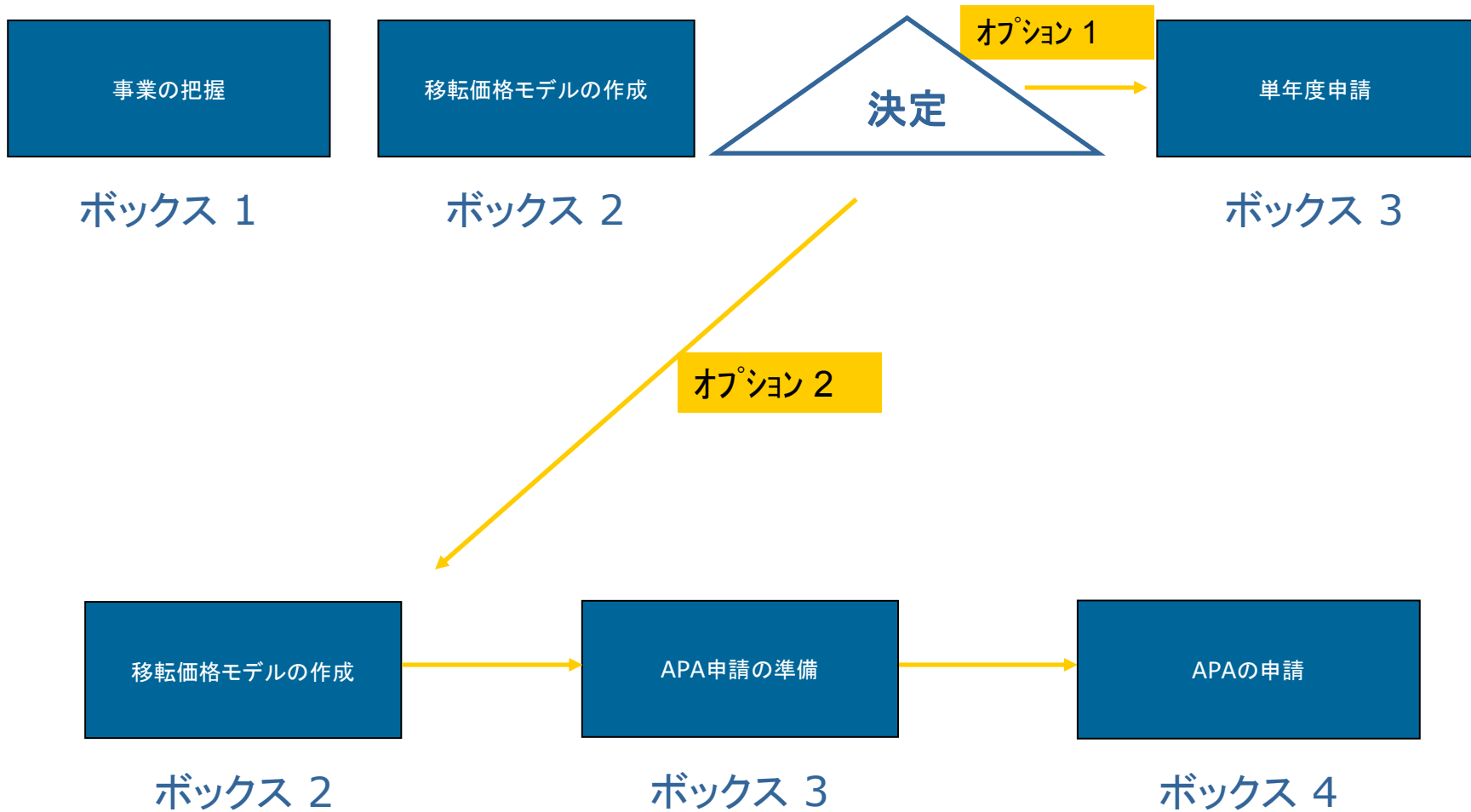
グループ企業間の取引合意の設定

合意を正当化するための調査

オプション 1: 法人政務を報告する
さいに、移転価格に関して、国税
局から問われる事がないと思慮され
る場合、単年度申請をして下さい。

オプション 2: 移転価格が既存の
税務リスクをもたらせると思慮される
場合、移転価格のレビューを代行い
たします。また、ユニラテラルの
SAPAを含むAPA申請を調査します。

リスク評価とコンプライアンス戦略



2 段階 単年度申請のための戦略

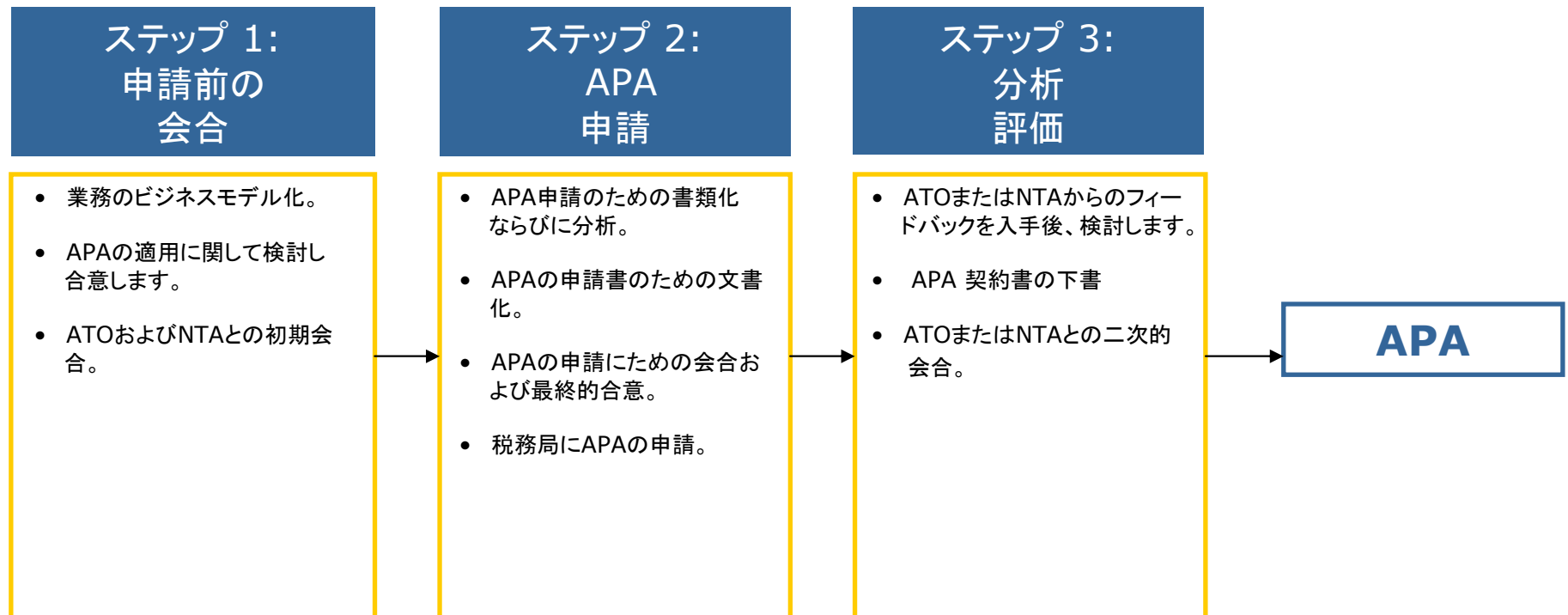
オーストラリアで単年度申請をする場合(オプション 1)

- ATOに義務付けられた4段階のプロセスにしたがって、オーストラリアの移転価格の書類を準備します。
- 移転価格ポリシーと業務手順が適切に文書化され、移転価格ポジションを支援するための必要な情報が網羅されていることを確認します。
- グループ企業内の移転価格に関与する書類の法整備がされていることを確認します。



2 段階 APA戦略

オーストラリアでAPA(ユニラテラルまたはバイラテラル)を申請する予定の場合、以下のプロセスを採用します



費用

- 手数料についてはご依頼のサービスに基づいて算出されます。
- 必要に応じて、事前に料金の見積もりも承ります。

サービス内容

- APAを含む移転価格を責任をもって対処いたします。
- 経験豊富な移転価格担当者が実際にプロジェクトチームで働き、必要な移転価格分析を行います。
- 本作業を通し、常に貴社の担当者にアクセス可能です。
- 高度の移転価格の分析、文書化および費用対効果の高いリスク管理戦略。
- 貴社のニーズにあったサービスを提供いたします。
- 弁護士としての法的周知義務が適用され、貴社にとって、第三者への不具合な情報漏洩を防ぐ事ができます。



移転価格関連

企業が国際的な取引に参加すると、**APA**の数はますます増え続けます。

国際市場で競争できる企業が**APA**について熟知していることが重要です。



日本の2011年の国税庁の報告書によれば

移転価格税制は、海外の関連企業との取引価格を操作することによる所得の海外移転を防止し、適正な国際課税の実現を図る観点から、1986年度の改正で導入されたものです。。

システムの仕組みは以下の例です

日本の企業が海外の関連企業と取引するにあたって、その取引価格が第三者間の取引価格(これを「独立企業価格」と呼んでいます。)と異なることにより、日本の企業の課税所得が減少している場合に、その取引が独立企業間価格で行われたとみなして、所得を計算し直す制度です。

移転価格関連

a. 運用の明確化・検討体制の充実

- 納税者の予測可能性を高めていくには、制度の運用に関する執行方針や適用基準を公表し明確化を図ることが重要です。
- 2010年、においても、事務運営指針や法令解釈通達を改訂しました。
- また調査において海外の関連企業との取引価格が決定された過程などを検討する際に考慮すべき事項や、独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類の検討に当たり留意する事項などについて明確化を図ったところです。

b. 事前確認

- 移転価格課税に係る事前確認は、日本の企業の申出に基づき海外関連企業との取引の独立企業間価格の算定方法について、税務当局が事前に確認するものです。
- 事前確認の申出件数は、国際取引の増加を反映し増加しています。事前確認は、納税者の予測可能性・法的安全性を確保し、移転価格税制の適正・円滑な執行に資するものであることから、今後とも適切に対応することとしています。

付録：プロジェクトチームの経歴

弊社の以前のAPAプロジェクトの例

弊社ではオーストラリアとアジア太平洋地域で活躍されている日系企業に対して下記の産業でユニラテラルおよびバイラテラルのAPAのお手伝いをさせていただきました。

- 家電製品
- ソフトウェア
- 化学製品
- 包装品
- 自動車
- 製薬
- 金融サービス



以前のAPAプロジェクト

APAプロジェクトは以下を含みます：

- ユニラテラル、バイラテラルAPAの申請ならびに移転価格監査。
- 移転価格リスク監査後のAPA再申請。
- ビジネスモデルまたは事業再編活動によるユニラテラルおよびバイラテラルのAPAの見直し。
- 新しくグループ参入した企業を含むための、ユニラテラルおよびバイラテラルのAPAの見直し。
- 卸売、小売、商社業、その他サービス業のためのAPA。
- ファンダメンタル変更によるAPAの再申請。



堀江 純一

Principal Lawyer and Accountant

P: +61 (0)2 9221 7555

F: +61 (0)2 9221 7230

E: legal.one@advantagepartnership.net

アドバンテージ
パートナーシップ
法律事務所
オーストラリア
ニュージーランド
日本

人物背景

- アドバンテージパートナーシップ法律事務所の代表弁護士です。
- 会計学の修士号を保持、公認会計士(FIPA))の会員でもあります
- 法律の学位を取得し、法廷弁護士ならびに事務弁護士として最高裁判所から認められた、ニューサウスウェールズ弁護士会のメンバーです。
- 日弁連の外国特別会員です。
- ニュージーランドの高等裁判所で法廷弁護士ならびに事務弁護士として認められています。

実績

- 25を超える日本企業のクライアントを持ち、国際的な日本企業との密接なビジネス関係を促進しています。
- オーストラリア、ニュージーランド、日本での多国籍企業へのアドバイス、それら企業の移転価格のプランニング、書類化および、税務署との協議。

能力

- オーストラリア、ニュージーランド、日本におけるビジネス文化を理解しているため、クライアントの専門的なニーズに適した、質の高い法律、会計のサービスを提供できます。
- 移転価格リスクの管理とコンプライアンス戦略に関してクライアントに適切なアドバイスを提供します。適切な移転価格と関連文書の準備と継続的な管理を含みます
- 幅広い業界で顧客の取引に携わってきました。
- クライアントの税務上のポジションを管理、支援するため、効率の良い構造を開発、移転価格算定手法と原則を用いて、革新的な解決策を導入します。
- オーストラリア、ニュージーランドと日本の税務局との専門的な協力関係を築きます。
- クライアントの状況に応じて、適切かつ実用的である移転価格の解決策を開発、実施します。



Maja Mihajlovska Lawyer

P: +61 (0)2 9221 7555

F: +61 (0)2 9221 7230

E: legal.one@advantagepartnership.net

アドバンテージ
パートナーシップ
法律事務所
オーストラリア
ニュージーランド
日本

人物背景

- アドバンテージパートナーシップ法律事務所の弁護士です。
- シドニー大学の法学士を取得しています。
- シドニーの司法研修所で法律実務のグラデュエイト.ディプロマを修了しています
- 法廷弁護士および事務弁護士として最高裁判所から認められた、ニューサウスウェールズ弁護士会のメンバーです。
- シドニーの大学で文学(ドイツ語)の学士号も取得しています。

実績

- 国際的な日本企業のクライアントとの経験があります。
- 租税法に関連する戦略的アドバイスを日本人顧客に対して提供しています。

能力

- 主要分野は租税法関連、移民法、労使関連法、航空法です。
- 日本企業の労働争議において、雇用契約、和解合意だけでなく、出向契約などの法的文書を作成しています。
- 労使関連の紛争において、示談金の支払いに関して生じる租税法関連のアドバイスも行っております。
- 日本企業における移民法問題、特にビジネスビザに関して深く関わっています。
- 担当ビジネスビザはTemporary Business visa, Occupational Trainee visa, Employee Nomination Scheme visa, Skilled – Independent visa (Residence visa)になります。
- ドイツ語とフランス語の読み書きが堪能です。(大学での勉強としてだけでなく、両国との交流にも関わっていました)
- またマセドニア語の読み書きも堪能です。